

【マイナ保険証】マイナンバーカードの電子証明書の

有効期限と更新手続きについて

加入者の皆様へ

2024 年（令和 6 年）12 月 2 日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。「マイナ保険証の有効期限」に関する下記の内容についてご案内です。ぜひご一読ください。

- ・ マイナンバーカードの電子証明書などについて
- ・ マイナ保険証が利用できない場合の受付方法について

詳細は、以下 URL に掲載しているリーフレットをご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459106.pdf>

■ マイナンバーカードの電子証明書などについて

＜電子証明書とは＞

「ログインした者が、利用者本人であること」を証明するものであり、健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。

＜有効期限について＞

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面やマイナポータルでご確認いただけます。年齢問わず、マイナンバーカードの発行日から 5 回目の誕生日までが有効期限です。

※ マイナンバーカードそのものの有効期限は、発行日から 10 回目の誕生日（未成年者は 5 回目）までです。マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換ができます。

＜更新手続きについて＞

電子証明書の有効期限の 2～3 ヶ月前を目途に有効期限通知書が届きますので、速やかに更新手続きをお願いします。なお、通知が来ていなくても有効期限の 3 ヶ月前から更新手続きは可能です。更新手続きは、マイナンバーカードと有効期限通知書を住民票のある市区町村窓口へお持ちいただき、窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込むことで、完了となります。詳細は、以下 URL に掲載しているリーフレットをご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505560.pdf>

＜有効期限が切れた場合＞

電子証明書の有効期限内に更新手続きができなかった場合は、再発行の手続きが必要となります。

※ 電子証明書は即日再発行できます。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から 3 ヶ月間はマイナ保険証としてご利用可能です。ただし、保険資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行の手続きをしてください。

■ マイナ保険証が利用できない場合の受付方法について

電子証明書の有効期限切れや顔認証付きカードリーダーの不具合など何らかの事情で受付ができなかった場合でも、マイナンバーカードと併せてマイナポータルの画面か資格情報のお知らせを提示するなどの方法により、これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます。詳細はこちらをご参照ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001332516.pdf>

~~~~~

皆様のお手元の健康保険証の有効期限は 2024 年（令和 6 年）12 月 2 日時点から、最長 1 年間です。なお、8 月 1 日以降順次、後期高齢者医療制度、及び国民健康保険の被保険者の方で有効期限が満了となった方は、「マイナ保険証」か「資格確認書」で受診等していただくこととなります。ご家族や周囲の方に該当者の方がいらっしゃる場合は併せてお声がけをいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちらの厚生労働省の Web サイトをご参照ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するご不明点はマイナンバーカード総合サイトをご参照または、お問い合わせください。

URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/>

■■お問い合わせ先■■

<マイナンバー総合フリーダイヤル>

0120-95-0178（通話無料）（平日：9:30-20:00、土日祝：9:30-17:30 ※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。
